

リクルート疑惑は政・官・財にまたがる一大疑獄事件として底知れぬ広がりを見せています。そこに現われた政治倫理の荒廃は、消費税の強行採決に見られる民主主義の否定とも相まって、国民に根深い政治不信を植えつける原因となっています。

疑惑の全容を解明し、金権腐敗の体質にメスを入れることこそ、今日の政治の最も緊要な課題です。特に疑惑に関連した政治家の責任が明確にされる必要があります。

竹下内閣は疑惑に関連して辞任する閣僚を次から次に出す一方、疑惑の全容解明には首相以下消極的な姿勢を続けています。リクルート疑惑はもはや竹下内閣と自民党全体の責任問題であり、「トカゲのシッポ切り」や、見せかけの「政治改革」による責任回避は通用しません。

こうした立場からリクルート疑惑解明に関し、左記事項を議会の総意として、関係機関へ意見書を提出されるよう要請します。

記

一、リクルート疑惑を徹底解明し、政治の浄化を図ること。

二、竹下内閣は責任を取って総辞職すること。

三、国会を解散し、国民に信を問うこと。

以上

平成元年三月三日

陳情者

立川市曙町二―一五―二〇

三多摩春闘共闘会議

議長 森 川 隆 志 印

青梅市勝沼一―三九―一

西多摩地区労働組合協議会

議長 川 向 末 男 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

陳情第一一七号

年金制度改革に関する陳情書

政府自民党は厚生年金支給開始年齢の六十五歳への繰り延べと保険料の大幅な引き上げを柱とする国民年金及び厚生年金制度の改革案を年金審議会に答申し、今国会成立に向け動き出しています。

さらには年金制度間財政調整で鉄道共済年金等への厚生年金からの巨額な拠出を行おうとしていますが、この改革案は勤労国民にとって老後生活の所得保障である公的年金を中心にした社会保障制度の理念に逆行し、断じて容認できません。

むしろ、一九八五年の抜本改定での問題点の是正を図り、公的年金一元化の具体的内容を明らかにし、勤労国民の不安感を解消させ老後保障の中心的な役割を果たしている公的年金の充実を図ることが急務です。

そのためには、年金改革にあたって重要なのは、財政再計算結果の公表を初めとして厚生年金への国庫負担の繰り延べ措置を取りやめ、その返済の明示が大前提でなければなりません。

特に人生八〇年時代を迎えるにあたり、豊かさとりある生活を実現していくことに逆行し、福祉の後退、国民負担の増大を狙った今回の答申は認めることはできません。

以上の立場を踏まえて、左記事項について議会の総意とし意見書の提出など必要な対策

を進めるよう要請します。

記

一、給付水準について

- ① ILO一二八号条約の基準である三十年加入で直近男子平均賃金の六〇%を満たすよう給付設計を行うこと。

- ② 年金スライドを自動スライドに改め、再評価についても賃金スライドとして年金の実質価値を保障すること。

二、保険料改定について

- ① 厚生年金の保険料の引き上げ（二・二%）は勤労者の実質可処分所得の動向に配慮しないものであり認められない。

- ② 保険料の負担割合の変更（労働者三、使用者七）などを先行実施すること。

三、支給開始年齢について

- ① 退職年齢と年金支給開始年齢の結合を前提に六十歳定年制の定着と六十歳前半層の雇用確保を図ること。

- ② 支給開始年齢の引き上げと一体としている減額繰り上げ支給は年金額の減額が著し

いため導入はしないこと。

四、基礎年金について

- ① 一定の最低保障を設けるとともに、老齢基礎年金は老後生活のため基礎的な所得を保障するよう引き上げを図ること。
- ② 基礎年金への国庫負担率を引き上げ、保険料負担の軽減や無年金者の解消を図ること。

- ③ 二十歳以上の学生、二十歳未満の自営業者に対する適用問題は保険料免除制度や保険料後納制度など対応策を講ずること。

五、被用者年金制度間調整について

- ① 年金一元化の具体的プロセスを早急に明らかにし、厚生年金の負担増になる財政措置はしないこと。
- ② 鉄道共済年金はJR各社の自助努力で対処すること。さらに厚生年金からの財政拠出は行わないこと。

六、年金制度改正について

- ① 年金制度に対する勤労国民の不安感を解消するためにも、厚生年金の国庫負担繰り

延べは取りやめ、その返済計画を明示すること。

- ② 各年金制度の年金財政計画の試算方法を統一し、その公表を義務づけること。

以上

平成元年三月三日

陳情者

立川市曙町二一五―二〇

三多摩春闘共闘会議

議長 森川隆志 印

青梅市勝沼一―三九―一

西多摩地区労働組合協議会

議長 川向末男 印

福生市議会議長

村尾 栄次 殿

平成元年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び同副委員長の
互選結果報告

平成元年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

一、平成元年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員長

井戸 寅吉

同副委員長

浜中 輝夫

平成元年

三月八日

平成元年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員

上野 重勝

福生市議会議長

村尾 栄次 殿

第一回福生市議会定例会会議録 (第五号)

平成元年三月二十四日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	田村正秋君	二番	大森進君	三番	野口秀世君
四番	浜中輝夫君	五番	須釜亮次君	六番	南木繁男君
七番	佐藤慶二君	八番	林田武君	九番	在原博君
十番	村野和一郎君	十一番	松山清君	十二番	原敏子君
十三番	遠藤洋一君	十四番	赤星行人君	十五番	齋藤巽君
十六番	井上寅吉君	十七番	上野重勝君	十八番	小野沢久君
十九番	堀川實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	村尾栄次君

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事務局職員は次のとおりである。

議会議事務局長 須崎 進君 議事係長 島田 幸治君

臨時速記事 川久保 友子君
務補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君

総務部長 浅見 裕康君

収入部長 内田 和雄君

教育長 来住野 和也君

企画財政部長

総務部長

市民部長 小野 光朗君

福祉部長 石川 和夫君

建設部長 森田 進君

教育次長 古谷 正夫君

監査委員 佐藤 喜一郎君

選挙管理委員長 篠崎 寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年第一回福生市議会定例会議事日程(第三日目)

開議日時 三月二十四日(金) 午前十時

日程第一 議案第十四号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第二 議案第十五号

福生市敬老金条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第三 議案第十六号

福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第四 議案第十七号

福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第五 議案第十八号

福生市の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第六 議案第十九号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第七 議案第二十号

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第八 議案第二十一号

福生市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第九 議案第二十二号

福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十 議案第二十三号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十一 議案第二十四号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例 (審査報告)

日程第十二 議案第三十九号

福生市の休日定める条例 (審査報告)

日程第十三 議案第三十七号

福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十四 議案第三十八号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十五 議案第二十五号

福生市中学校給食審議会条例 (審査報告)

日程第十六 議案第十三号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十七 議案第二十六号

昭和六十三年年度福生市一般会計補正予算(第五号) (審査報告)

日程第十八 議案第二十七号

昭和六十三年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第五号) (審査報告)

日程第十九 議案第二十八号

昭和六十三年年度福生市下水道事業会計補正予算(第四号) (審査報告)

日程第二十 議案第二十九号

平成元年度福生市一般会計予算 (審査報告)

日程第二十一 議案第三十号

平成元年度福生市国民健康保険特別会計予算 (審査報告)

日程第二十二 議案第三十一号

平成元年度福生市老人保健医療特別会計予算 (審査報告)

日程第二十三 議案第三十二号

平成元年度福生市福生都市計画事業福生市土地区画整理事業会計予算 (審査報告)

日程第二十四 議案第三十三号

平成元年度福生市下水道事業会計予算 (審査報告)

日程第二十五 議案第三十四号

平成元年度福生市受託水道事業会計予算 (審査報告)

日程第二十六 議案第三十五号

市道路線の認定について (審査報告)

日程第二十七 議案第三十六号

市道路線の廃止について (審査報告)

日程第二十八 陳情第六十三—四号

名称・形式を問わず大型間接税の導入に反対する陳情書 (審査報告)

日程第二十九 陳情第六十三—十一号

消費税(新型間接税)の導入に反対する陳情書 (審査報告)

日程第三十 陳情第六十三—十四号

消費税(新大型間接税)の導入に反対する陳情書 (審査報告)

日程第三十一 陳情第六十三—十五号

消費税(新大型間接税)の導入に反対する陳情書 (審査報告)

日程第三十二 陳情第一—四号

消費税の廃止を求める陳情書

日程第三十三 陳情第一—五号

消費税の導入に関する陳情書

日程第三十四 閉会中の継続審査申し出について

日程第三十五 特定事件の継続調査について

（追加その一）

追加日程第一 議案第四十一号 リクルート事件の疑惑解明と政治倫理の早期確立に関する決議

日程第十四 議案第三十八号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第十五 議案第三十九号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第十六 議案第四十号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第十七 議案第四十一号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第十八 議案第四十二号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第十九 議案第四十三号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第二十 議案第四十四号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第二十一 議案第四十五号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第二十二 議案第四十六号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第二十三 議案第四十七号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第二十四 議案第四十八号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第二十五 議案第四十九号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第二十六 議案第五十号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第二十七 議案第五十一号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第二十八 議案第五十二号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第二十九 議案第五十三号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第三十 議案第五十四号

福生市議会定例会議事日程（第三日目）

午前十時六分 開議

○議長（村尾栄次君） ただいまから平成元年第一回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（村尾栄次君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいただきます。

（須崎議会議務局長報告）

一、昭和六十三年定期監査の結果について（別添参照）

二、昭和六十三年定期監査の結果について（別添参照）

三、昭和六十三年定期監査の結果について（別添参照）

○議長（村尾栄次君） 以上で報告は終わりました。

○議長（村尾栄次君） 本日の議事運営については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いします。

（議会運営委員長 仲村清信君登壇）

○議会運営委員長（仲村清信君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る三月二十二日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告いたします。

まず、本日第三日目の案件といたしましては、すべて第二日目に各委員会に付託されました案件の審査報告であります。

次に、日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり付託いたしました順に編成をいたしました。なお、日程第二十八から日程三十一及び日程第三十二から日程第三十三までの陳情書の審査報告につきましては、それぞれ一括上程することといたしました。

次に、全員協議会であります。理事者側の協議事項及び議会側の協議事項があり、議会側の協議事項一件につきましては、本日の議事進行状況を考慮した上で第一回目を開催し、残りの案件は本会議終了後に第二回目をそれぞれ開催し協議願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会最終日でございますので、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます。御報告いたします。

○議長（村尾栄次君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（村尾栄次君） これより日程に入ります。

日程第一 議案第十四号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第十四号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、具体的に例を挙げて減税額を教えてほしい。また市たばこ消費税、電気税、ガス税がなくなり、補てんという形で譲与税が入ってくるが、自主財源が地方自治体から奪われるということについて、どのように考えているのかとの質疑に、標準世帯のモデルで計算すると、収入金額三百万円で一萬四千五百円、六百万で三萬八千五百円、一千万で九萬九千円、五千万で二十六万円になる。三百万から六百万のところが減税率が高い。また自主財源で賄うのが理想であるが、当市の状況を見るとやむを得ないと思うとの答弁がありました。

委員より、所得が大きくなればなるほど減税の額が大きくなり、高額所得者向けの減税であり、この裏側には消費税の導入があり、この税制改革には反対であるとの意見がありました。

また委員より、所得税、法人税の減税、消費税の導入によって地方交付税にも影響が出てくると思うが、総体的にどうかとの質疑に、税収の増、消費譲与税、利子割交付金等の関係で基準財政収入額が上がってくるため、総体的な額としては減ってくるとの答弁がありました後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決す

べきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。反対者から発言を願います。十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第十四号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、共産党議員団を代表いたしまして反対の討論を行います。

今回の条例の一部改正は、消費税導入を柱とした政府の税制改革によるものであります。地方自治体としては、電気税、ガス税などの廃止によって自治体の課税権が喪失しますが、これは地方自治に求められている今日の情勢に全く逆行するものであります。その一方で、消費税導入により地方自治体も、また住民も大きな負担が押しつけられてまいります。住民税の減税実施も政府の財源対策は税の自然増収に頼るもので、政府として全くの無責任ぶりであり、地方自治体に負担を押しつける以外の何物でもありません。

その上、政府が目玉としている税率の改正は、高額所得者を優遇する累進税率の緩和にはなりません。株のキャピタルゲイン課税の問題でも、改正された内容は、申告分離課税と源泉分離課税の選択制であり、不公平税制の是正とはおよそ縁遠い内容のものであります。株売却により損失が出たときには申告分離課税を選択し、利益が出たときは源泉分離課税として節税ができるものであります。事実、証券会社の調査が昨日の新聞に報道されておりますが、九割以上の投資家が源泉分離課税を選択しております。

このような内容を含んだ税条例の改正について、共産党議員団としては反対であることを表明いたしまして、簡単ではございますが、反対討論とするものでございます。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。